

### 【医療情報取得加算】

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しております  
患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと

令和6年6月1日より

初診時(月に1回)

マイナ保険証利用あり 1点 マイナ保険証利用なし 3点

再診時(3月に1回)

マイナ保険証利用あり 1点 マイナ保険証利用なし 2点

上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

### 【生活習慣病管理料(Ⅱ)】

当院は、患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行っております。

### 【コンタクトレンズ検査料】

コンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について、

1.当院では、10年以上の経験を有する眼科医師(眼科専門医)が担当いたします。

眼科診療を専ら担当する常勤医師：藤原りつ子(経験年数44年)

2.初診料283点、再診料73点に、併せてコンタクト検査料(1)200点を算定いたします。

初回は初診料、2回目以降は再診料となります。

上記の診療費は、コンタクトレンズの処方または経過観察の場合にのみ当てはまるもので、厚生労働省が定めた保険点数です。

※コンタクトレンズの装用のために受診された方でも、厚生労働省が決める疾患がある場合は、通常の保険診療による点数算定となります。

(例:遠視、弱視、不同視、円錐角膜、緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患、術前術後、度数

のない治療用コンタクトやカラーコンタクトの処方時、コンタクトレンズの装用を中断する必要がある場合、等)※治療を要する場合は、別途診療費がかかります。  
ご不明な点がございましたら、眼科外来までお気軽にお尋ねください。

#### **【ハイリスク妊産婦共同管理料】**

当院は、妊娠・分娩中にハイリスクの対象となる疾患発症あるいは状態となった場合、兵庫県周産期医療システムを通じ、周産期母子医療を行う保険医療機関に連絡をとっております。